

『歯科外来診療医療安全対策』 『歯科外来診療感染対策』

患者さまがより安心・安全に歯科診療を受けられる環境の整備を図るために厚生労働省が定めた基準です。

清潔な環境、院内感染対策、救急時の安全対策、安全管理などについて、国が定める厳しい基準を満たしている医院のみが認定されます。

当院は、以下の基準を満たし認定されています。

- ① 歯科医療を担当する保険医療機関であること。
- ② 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準の届出を行っていること。
- ③ 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。

② 歯科衛生士が1名以上配置されていること。

③ 安心安全な歯科医療環境の提供を行うため、次の装置・器具等を有していること。

・自動体外式除細動器(AED) ・血圧計

・経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

・酸素供給装置 ・歯科用吸引装置

・救急蘇生セット

④ 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。

⑦ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニットごと歯科治療時に発生する細かな物質を吸引できる環境を確保していること。

⑧ 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っていること